

所沢市ゆかりのアスリートに関する取扱要綱

(設置)

第1条 所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の趣旨にのっとり、所沢市ゆかりのアスリート（以下「ゆかりのアスリート」という。）を設置する。

(目的)

第2条 この要綱は、所沢市の出身及び在住（活動の拠点が市内を含む。）するもののうち、スポーツの競技会において優秀な成績を収めたもの又はスポーツの発展に寄与したものをゆかりのアスリートに認定し、市民にスポーツの楽しさや喜びを伝えてもらい関心を高めることで、本市のスポーツ振興を図るものとする。

(認定基準)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものをゆかりのアスリートに認定するものとする。

- (1) 4年以内にスポーツの国際大会又は国際試合に日本代表として参加したもので、現在も当該スポーツの分野において活動を継続しているもの
- (2) 1年以内にスポーツの全国大会等で優勝したもので、現在も当該スポーツの分野において活動を継続しているもの
- (3) スポーツの日本記録を更新したもの（タイ記録を含む。）
- (4) 埼玉県認定制度により認定されているスポーツ選手のうち市にゆかりがあると認められるもの
- (5) その他教育委員会が必要と認めたもの

2 前項でいう「大会」とは、原則として公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会に所属する団体が認めた大会をいう。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

(被認定候補者の推薦)

第4条 被認定候補者を推薦しようとする者は、所沢市ゆかりのアスリート被認定候補者推薦書（別記様式）を教育委員会に提出するものとする。ただし、被認定候補者が未成年者の場合は、当該未成年者の保護者が推薦するものとする。

(認定期間)

第5条 ゆかりのアスリート認定の期間は、2年とする。ただし、再認定することを妨げない。

(活動報告等)

第6条 ゆかりのアスリートは、第3条第1項に準ずる活動を行ったときは、教育委員会へ報告するものとする。

- 2 前項の報告に当たっては、市のホームページ等で使用可能な写真を提出するものとする。
- 3 教育委員会は、報告を受けた活動について市のホームページ等への掲載その他の方法により市民へ広く周知するものとする。
- 4 第3条第1項第1号の規定に該当するゆかりのアスリートに対しては、横断幕、懸垂幕及びスタンドバナー等の啓発物を作成し市民へ広く周知するものとする。

とする。

5 ゆかりのアスリートは、市が主催又は共催する事業に対して、可能な限り協力するものとする。

(認定の取消し)

第7条 教育委員会は、ゆかりのアスリートが次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) ゆかりのアスリートとしての活動を終了したとき。

(2) ゆかりのアスリートにふさわしくない行為があったとき。

(庶務)

第8条 ゆかりのアスリートに関する庶務は、教育総務部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

(宛先)
所沢市教育委員会

所沢市ゆかりのアスリート推薦書

推薦者 住 所
氏 名
電 話

次の者は、所沢市ゆかりのアスリートに関する取扱要綱第3条第 号に該当し、ゆかりのアスリートに認定することが適当と認められるので、推薦します。

| | | | | | |
|-----------------|-----|--|-----|-----------|-------|
| フリガナ | | | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 氏名又は団体名 | | | | | |
| 住 所 | | | | 職 業 | |
| 連 絡 先 | | | | 推薦者と本人の関係 | |
| 勤 務 先 住所又は学校 | | | | | |
| 所属団体名 | | | | | |
| 該当大会名 | | | | 期日 | 年 月 日 |
| 同上大会内容 | 種 目 | | 記 録 | 順位 | |
| その他の成績 | | | | | |

※ 上記推薦にあたりアスリート本人の同意を 得ている ・ 得ていない
(どちらかに○をしてください)

※ 大会詳細資料、当該大会要項、大会入賞記録(賞状等の写し)、メンバー表(団体の場合)を添付してください。また、所沢市出身者の場合は、出身とわかる資料も添付してください。